【片島地区総会　住民意見交換会】

宿毛市市街地における河川・海岸堤防の地震津波対策説明会　議事メモ

日　時：平成28年2月7日（日）15:00～16：40

場　所：片島公民館２F

出席者：片島地区住民；30名

○県宿毛事務所より説明（別添資料）

【資料１】宿毛市市街地における河川・海岸堤防の地震津波対策（L2津波シミュレーション含む）

【資料２】松田川及び海岸堤防の地震・津波対策

○質疑応答

☆事前に受け付けていた、質問・意見について紹介

　・岸壁に今ある高さの堤防の階段を登るのも怖いです。

Ｑ1：堤防の写真でみると、片島地区を囲うのが2.5mの堤防ができるイメージになります。（前に立てかけている竿の高さ）

　　地盤沈下の情報について、資料P7『平成24年内閣府の宿毛市付近で2.4ｍの沈降』とありますが、『宿毛市付近』の具体な場所が明確となっていません。

　　研究の仕事の関係上、宿毛市の人に聞きましたが市全体が2.4m下がると認識しています。場所によっての沈降量を出してもらえないでしょうか。

県 ：最大で2.4mの沈降であり、片島においては2.16mです。

　　県としては、メッシュ毎に出しており、個々に設計すると堤防の高さがバラバラになります。このため、この地域で最大の沈下量2.2ｍを元に堤防の計画高さを決めています。

Ｑ2： 一部、下がらなければ亀裂などが発生するということですか。

県 ：室戸においては一部隆起しますが、全体的に沈降します。対策範囲では全体的に下がる想定です。

Ｑ3：事業の内容として、やった方が良いのか悪いのかわからないです。不安がある人がいます。

　　その不安を取り除くことが県の仕事であるので、よろしくお願いします。

　　資料P32　津波対策ではなく、排水しやすくするための事業ですよね？

県 ：満潮時に海水が入ってこないようにします。

Ｑ4：イラストでは、ゆっくり津波が超えるようになっています。それが何分なのか教えてもらいたいです。

県 ： 地形や堤防の形状等、条件によって変わるので一概に何分とは言えません。

　　　堤防を壊れにくくすることによって、津波の到達時間を遅らせることができます。

Ｑ6：P32【対策効果】　3つ目の○のところで倒壊までの時間を稼ぐとありますが、堤防は崩壊するということですか？

県 ：設計基準はL1（安政・宝永地震M8.4クラス）で検討しています。国の基準に則っています。

　　東日本大震災クラスへの対応は、膨大な費用と時間を要し、現実的ではありません。近い将来に発生が予想されている南海地震にも間に合わなくなります。

　　設計以上の地震が来れば、壊れるかもしれません。

　　あくまで、津波は想定ですので、到達時間に頼らず、まずは逃げることが一番です。

Ｑ7：防波堤は、津波から守るのではなく、沈下した後のための対策ですか？

県 ：津波を防ぐとなると6～7mの堤防となるため、住民の皆さんの日常生活の大きな支障となり、現実的に困難です。

　　津波が引いた後、海水が入ってこないように対策すればと考えています。

Ｑ8：良いとは思いますが、津波の後の水没が解消したとしても、個人の土地の復旧が一番問題です。いくら対策しても、手がつけられない。メリットはあるのですか？

県 ：東日本大震災の復興でも、町づくりから始めた地域もあります。海水が常に入ってくる状態であると、何も手がつけられません。

Ｑ9：津波で海水が入り、ポンプ車だけでの排水は無理ではないですか。排水ゲートを設けて対応できないのですか。

県 ：宿毛市の排水機場がクリーンセンター等２箇所と、与市明川の河口に湛水防除の排水機場１個所の計３個所あります。現在、宿毛市が耐震化や津波対策の検討中と聞いていますが、財政的にも時間がかかるため、長期浸水検討会ではポンプ車等で対応するよう関係機関と取り決めています。

Ｑ10：事業の正式名称を教えていただきたいです。

　　　東北での映像を見ると、船や漂流物が家等をなぎ倒してしまいます。漂流物に対しては見込んで無いのですか？

　　　沈下量はL2、設計はL1で行うのは矛盾しているのではないですか？

県 ：海岸は来年度からとなるが『高潮対策事業』の予定です。河川は事業化しており『地震・高潮対策事業』です。

　　＜事業名＞

　　　　河川；地震・高潮対策事業

　　　　海岸；高潮対策事業（河川海岸、港湾海岸）

　　　　　　　津波・高潮危機管理対策緊急事業（耕地海岸）

　　　　　　　漁港海岸については、まだ決まっていません。

　　 漂流物は、設計に考慮していません。漂流物を事前に想定することは困難です。

長期浸水検討会において、最大クラスの地震に伴う沈下量で長期浸水が想定されています。

　　 構造物の耐震設計は、国の基準に則ってL1津波を引き起こす地震動での設計となります。

Ｑ11：宿毛市民を守るためにする事業なのであれば、検討すべきではないですか。

Ｑ12：実際東北の事例を聞くと、経験を生かして守るために行っています。

　　　今回の事業は、中途半端ではないですか？目的は市民を守るためなのか、被災後に対してのものか？作っても意味がなければ、ただ無駄なものになります。

県 ：千年に1回の地震津波に対して整備するには、膨大な費用と時間がかかるため、現実的ではなく、国の方針もL1津波を引き起こす地震が対象となっています。まずは、今後30年以内に高い確率で起こりうる南海地震に対して整備するものであり、高さについては、地形や地域の事情があるため、L1津波以下で、住民の方々と話し合って決めることとしています。

Ｑ13：事業名について、以前宿毛事務所で伺ったものと違います。混乱してしまいます。

　　　シミュレーションで津波の行き来があり、瓦礫が市街地に散乱する状況となります。

　　　高知県としてHPでも避難場所の整備等を推進しています。

被災後にお金を使うのであれば、逃げるためにお金をかけるべきではないですか？

事業全体の予算額を教えてください。

10億かかることとなれば、市が1割負担で1億のとなります。個人の負担が大きくなるのではないですか。

県 ：事業費については、現在設計中のため、未確定です。瓦礫については、今回の事業ではできません。

Ｑ14：想定していないのですね。

県 ：避難関係については、市町村が検討することとなっています。

事業については、負担金があるので、宿毛市の同意が無いと出来ません。事業をやるかやらないかについて、地区で話し合っていただくのも一つの手法と考えます。

Ｑ15：宿毛市議会議事録では、200億円ほどかかるとありました。土木からの提示ではないのですか？

県 ：明確な金額は提示していません。今の想定では河川と海岸あわせても200億円はかかりません。

Ｑ16：8月の説明会に来られなかったのですが、2、3質問があります。

1. メリットは説明にありましたが、デメリットは考えてないのですか？
2. 資料P3からP4の写真参考）堤防がもてば水が引かなくなるのではないですか？
3. 存の堤防の強度がもつのですか？

　　　　　　片島フェリー、漁協のあたりは埋め立て地です。また10ｍの津波が来るとすると家は流失し船が衝突したりします。堤防の強度はどのくらいなのですか？

県 ：①デメリットについて、河川については予算的な面はありますがデメリットは特にありません。海岸は現在多数の陸こうを設置していますので、これらを閉鎖すると現在よりも利便性が悪くなります。

　　②堤防が残れば、資料の様な長期浸水の状態にはなりません。

1. 設の劣化状況も踏まえて設計します。押波と引波の設計もしています。

Ｑ17：岸壁利用者から、岸壁が狭くなると困るという声があります。その辺はどう考えているのですか？

県 ： 堤防の拡幅は、内側にするのか外側にするのかについては、利用者の意見も考慮します。

Ｑ18：片島は、埋め立てです。その下から崩壊すると考えられます。

県 ：現在は概略設計であるため、地質調査の個所も少ないですが、来年度から詳細設計に入るため、地質調査も密に行います。その結果、液状化対策などが必要となる場合があります。

Ｑ19：火災の際、海が水利となります。ゲートが閉まっていると、放水が不可となります。

県 ：消防団との話合いを行いました。場所によってはスロープの設置を検討することとしています。

Ｑ20：ホースが1本20mです。消火場所までの距離が長いと、間にポンプを入れなければならなくなります。

　　　そんなことも想定した訓練が必要となります。現状のゲートを塞がれると難しいです。

　　　今は、消火栓や防火水槽から取っています。

Ｑ21：いつ来るかわからない地震より、日常的に起こる火災の消火水確保が重要です。

県 ：消防団と再度、検討しなければなりません。

Ｑ22：松田川から消火用水路を市街地に引くことも考えられるのではないですか。

Ｑ23：消防団から話がありましたように、やはり消火の際に支障になります。また、具体的な対策が検討されていません。

　　　新田・高砂地区はやるとしても、片島地区はやらないという選択肢があるのですか？

県 ：整備については、ブロック単位で考えています。

　　　（スクリーンで説明）まずは、優先して新田・高砂地区の整備を行います。片島地区がやらないとなりますと、応急対応として土のうで山付けし、市街地への海水の浸入を防ぐことが可能です。

Ｑ24：火災時のことが解決できないのに事業化するということは、人道的に間違っているのではないですか？

県 ：消防団と再度話合いが必要と考えます。その際には宿毛市に入ってもらわないといけないので、また、機会を持たせていただきます。（了承を得た）

Ｑ25：今後、このような会に来られるかどうか分かりませんので、情報公開をするべきです。質疑応答についても、回覧ではなく個々に配布してもらいたいです。なかなか、会に出られない人もいます。

県 ：今回のこれまでの取り組みは、高知県宿毛事務所のホームページに掲載しています。質疑の回答については配布させていただきます。

Ｑ26：来られない人に対しても他県では今までの議事録も公開しています。